

富山県児童組織活動強化事業実施要項

1 目的

児童組織活動強化事業(以下「事業」という)は、富山県の委託を受け、(一社)富山県児童クラブ連合会(以下「(一社)県児ク連」という)が実施する事業であり、(一社)県児ク連に加入している市町村児童クラブ連合会に所属し、地域児童クラブ組織(以下「児童クラブ」という)及び、子どもの健全育成を目的とする団体・地域事業を対象とし、「遊び」を手段として、友達作りや児童の人格形成と地域の活性化を図るための活動に対し、それを支援する支援者の養成や実際に子どもたちを対象とした遊びの広場の事業に対し経費の一部を負担し地域児童の組織化、組織活動の推進を図る。

2 対象事業

児童クラブ及び子どもの健全育成を目的とする団体(以下「実施団体」という)〔地域事業も含む〕が実施する、(一社)県児ク連が認めた以下の事業。

(1) 遊びの啓発事業

実施団体が行なう講習会や、その他の児童の健全育成に関する研修会に講師を派遣し謝礼等として、講師1名に対し1万円を支給する。

(実施回数 1万円×3名程度)

(2) 遊びの広場創造事業

実施団体が行なう子どもを対象とした遊びの広場創造事業(レクリエーション、ゲーム、世代交流、自然遊び、野外遊び、創作活動、文化活動)に対し、最高額5万円(人件費、報償費、旅費を除く)を限度とした運営経費を支給する。

(但し、(一社)県児ク連役員又は認定指導員が主旨を確認する事前のミニ講習会を行うこと)

(実施回数 5万円×15ヶ所程度)

(3) 地域への指導員(遊びのサポートリーダー)の派遣事業

実施団体が行なう(2)の事業を含む遊びを主とする児童組織活動の強化につながる事業(竹、木、紙工作、レクゲーム、レクスポーツ、野外遊び、自然遊び等)に対し、指導員(遊びのサポートリーダー)を派遣する。

(但し、(一社)県児ク連役員又は認定指導員が主旨を確認する事前のミニ講習会を行うこと)

(実施回数 3千円×延べ180名程度)

3 実施期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

4 事業申請

(1) 実施団体は、事業経費について支援を受けようとする場合、申請書等(別紙様式)を実施事業の1ヶ月前まで(一社)県児ク連へ提出するものとする。

- (2) 児童クラブにあっては、郡市町村児ク連を通じて(一社)県児ク連が指定した期日までに申請するものとする。
- (3) 原則として「遊びの広場創造事業」については、郡・市児ク連 2ヶ所以内とし、全体で 15 箇所を越えない範囲で、申請が極めて少ない場合も含め、適切な件数に(一社)県児ク連が開催団体と相談したうえ調整するものとする。
- (4) この事業の実施に当たっては、実施前 1 週間から 1 ヶ月の間に(一社)県児ク連との事前打合せ会(ミニ講習会)を実施して、活動の共通理解を図ってから実施する。

5 申請決定

- (1) 対象事業のうち(2)「遊びの広場創造事業」については、内容を確認したうえ、事業の実施について可否を判断するものとする。

申請を受理したものは、許可書を郵送します。

- (2) 事業経費の負担を決定したものについて、(一社)県児ク連は経費の使途を確認した後、速やかにその負担金を交付するものとする。

6 事業の共催

実施団体が実施する事業は、原則として(一社)県児ク連及び郡市児ク連との共催事業とする。

7 実績報告

事業経費の支給を受けた実施団体は、事業の実績報告書等(別紙様式)を事業終了 1 ヶ月以内に(一社)県児ク連に提出するものとする。

8 その他

- (1) 事業経費の支援を受ける実施団体で対象事業(1)「遊びの啓発事業」及び(2)「遊びの広場創造事業」を希望される団体は、原則として年度内 1 事業 1 回とする。
- (2) この事業の実施に際し発生した事故等の処理については全国子ども会安全共済会規約の適用範囲内とする。